

国土交通大臣許可業者 各位

「経営事項審査の改正」及び 「改正に伴う再審査申請」のお知らせ

平素は、国土交通行政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、平成24年7月1日より、経営事項審査が改正されることとなっております。
つきましては、以下のとおりお知らせします。

◎主な改正内容

- (1) 「健康保険及び厚生年金保険」の項目を「健康保険」と「厚生年金保険」に区分し、社会保険未加入業者の減点幅を拡大
- (2) 国土交通省が認定した外国子会社の経営実績を評価

(詳細は別添資料を参照ください)

◎改正についての取扱い、申請及び様式につきましては、以下のホームページをご参照ください。

○近畿地方整備局ホームページ

建政部

から

経営事項審査の改正

をクリックして下さい。

以下URLへリンクします。

http://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/daizinkyoka_sinsa2.html

1. 申請期間等について

①旧申請書様式による受付について

- ・旧様式による申請受付は、平成24年6月11日(月)までとします。
受付期間終了後は、旧様式による申請は原則認めませんが、旧様式による通知書を必要とする場合は、建設産業課あてご連絡ください。

②新申請書様式による受付について

- ・受付は平成24年7月1日から行います。
- ・提出先は従前のおり、主たる営業所の所在地を管轄する各府県の担当課(又は出先機関)です。
- ・経営事項審査結果通知書は平成24年7月中旬以降、順次発送する予定です。

③新申請書様式による受付期間の例外

・例外として、平成24年6月12日から平成24年6月30日までの間においては、有効期限が平成24年8月31日までの業者に限り新様式による受付を行います。

2. 改正に伴う再審査申請のポイント

①再審査申請の対象

再審査申請をする日において、結果通知書の有効期限〔審査基準日（決算日）から1年7ヶ月〕が残っている必要があります。

②再審査申請の受付期間

平成24年7月1日から平成24年10月28日までとなります。
この期間以外の申請は原則認めません。

③再審査申請書の提出先、提出方法

従前のとおり主たる営業所の所在地を管轄する各府県の担当課へ提出願います。

④再審査の手数料

無料

⑤再審査申請の申請書類

イ. 経営事項審査申請書（建設業法施行規則別記様式第25の11（別紙1、別紙2、別紙3含む。））

ロ. 現在有効な経営事項審査結果通知書の写し

ハ. ロを申請した際の経営事項審査申請書の写し一式

ニ. 外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書（国土交通省において認定を受けている場合）

※別紙3の項番42 健康保険加入の有無の欄について、「1有」とする場合は欄外空白部分に「全国健康保険協会」又は加入している「健康保険組合名」を、「3適用除外」とする場合は「国民健康保険組合」に加入している場合はその名称を記載して下さい。

⑥再審査を受けた場合の旧結果通知書について

再審査による新結果通知書を受けた場合についても、旧結果通知書については、発注者が当面競争参加資格の確認等にあって活用することも想定されますので、回収は行いません。

⑦保険加入済（又は適用除外）の業者について

「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合は、再審査を受審したとしても総合評定値に影響がない為、各公共発注機関あてに特段の配慮をお願いしています。

改正の概要

旧基準では社会性(W)の労働福祉の状況において、「健康保険及び厚生年金保険」の加入状況を併せて評価していましたが、今回の改正により「健康保険」と「厚生年金保険」に区分して評価することとなりました。

「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」について、未加入の場合の減点幅をそれぞれ40点として評価することとなりました。

現 行				改正後				
	点数	W点への影響	P点への影響		点数	W点への影響	P点への影響	
雇用保険	30	285	43	→	雇用保険	40	380	57
健康保険及び 厚生年金保険	30	285	43		健康保険	40	380	57
					厚生年金保険	40	380	57
合計	60	570	86	合計	120	1140	171	

項目分割
減点幅拡大
最大で85点の減点幅拡大

【重要】改正後の基準により申請する建設業者は十分ご留意下さい。

社会保険未加入企業への減点措置の厳格化に係る改正に伴い経営事項審査申請書の「別紙三 その他の審査項目(社会性等)」が、次のとおり改正されました。
 確認資料は改正前(従前)と変更ありません。

別紙三

(用紙A4)
 2 0 0 0 4

項目分割

その他の審査項目(社会性等)

労働福祉の状況

	項番	3	
雇用保険加入の有無	4 1	<input type="text"/>	[1.有、2.無、3.適用除外]
→ 健康保険及加入の有無	4 2	<input type="text"/>	[1.有、2.無、3.適用除外]
→ 厚生年金保険加入の有無	4 3	<input type="text"/>	[1.有、2.無、3.適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4	<input type="text"/>	[1.有、2.無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5	<input type="text"/>	[1.有、2.無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6	<input type="text"/>	[1.有、2.無]

【留意事項】

健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合などの「国民健康保険組合」に加入している場合は、健康保険については「適用除外」として下さい。
減点の対象にはなりません。

朱書きは改正事項

改正の概要

本邦親会社及び外国子会社の経営規模に係る以下の数値を国土交通大臣が認定し、評価することとなりました。

- ・ 海外子会社の完成工事高(X1)
- ・ 本邦親会社及び外国子会社合算の利益額及び自己資本額(X2)

当該制度を利用して経営事項審査を受審する建設業者は、事前に国土交通大臣の認定申請を行い、数値の認定書を受領することが必要です。

【認定申請書の提出先及び問い合わせ先】

外国子会社の経営実績の評価を希望する建設業者は、直接、国土交通本省土地・建設産業局建設業課国際建設振興室に認定の申請をして下さい。

当該制度による認定に係る質問等については、国土交通省土地・建設産業局建設業課国際建設室に直接お問い合わせ下さい。

外国子会社の経営実績の評価を受けようとする建設業者(大臣・近畿地整)の手続きの流れ

